

自治会・町会等「地縁による団体」の法人格の取得について

制度の主旨

(1) 経 緯

従来、自治会・町会の財産（土地、町会会館等）については、自治会・町会名での登記ができず、会長等の個人名で行われてきました。そのため名義人の変更、相続の問題でトラブルが発生する場合があります。

平成3年に地方自治法が一部改正され、自治会・町会も一定の要件を満たすことで、地縁団体として法人格を取得することができるようになりました。

(2) 目 的

良好な地域社会の維持・形成に資する、地域的な共同活動を円滑に行うため。

(3) 法人格を得ると

自治会・町会等「地縁による団体」は、区長が認可したことによりその旨が告示され法人格を得ることになります。（法務局への法人登記の必要はありません。）

法人格を取得することにより、団体の印鑑登録、不動産の登記等が自治会・町会名で行うことができます。

法人格を取得した自治会・町会の義務

(1) 法人格を取得した自治会・町会は、より民主的な運営を行うため、以下のような義務を負います。

○正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

○民主的な運営の下に、自主的に活動すること。

・会員に対して不当な差別的取扱いをしてはならない。

・会議（総会）は規約に基づき開催し、少なくとも毎年1回、通常総会を開催しなければならない。

・自治会・町会の経理、活動状況等が、会員に対して明らかであること。

○認可を受けた自治会・町会は、特定の政党のために利用してはならない。

○財産目録を毎事業年度終了のときに作成し、事務所に備え置かなければならない。

○会員名簿を備え置き、会員の変更があるごとに更新しなければならない。

(2) 法人格を取得した自治会・町会は、地方自治法に基づき運営し、以下の場合には区長への届出または申請が必要となります。

○告示された事項（代表者、主たる事務所の変更等）に変更があったときは、区長に届出をしなければならない。…P3告示事項 参照

○規約を変更する場合には、区長に申請をしなければならない。

※改正の際は事前にご相談ください。

1 法人格を取得するには

自治会・町会等「地縁による団体」が、法人格を取得するためには、区長の認可が必要です。認可の申請は、必要な書類をそろえて、自治会・町会の代表者が区に申請します。また、認可申請にあたり、総会で認可申請をする旨の議決が必要となります。

(1) 認可の要件

地縁による団体の認可は、次の①～④のすべての要件を満たすことが必要です。

- ①目 的 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている。
- ②区 域 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められている。
- ③会 員 その区域に住所を有するすべての個人は、会員になることができるものとし、現にその概ね半数以上の者が会員になっている。
※ 会員は、世帯単位ではなく個人単位です。
- ④規 約 規約が適正に定められている。
規約には、i) 目的、ii) 名称、iii) 区域、iv) 主たる事務所の所在地
v) 会員の資格、vi) 代表者、vii) 総会、viii) 資産に関する事項が適正に記載されていること。

(2) 認可申請に必要な書類

- ①認可申請書・・・・・・・・・・・・・代表者が申請
- ②規 約・・・・・・・・・・・・・規約例を参照
- ③総会の議事録の写・・・・・・・・・・・・・下記「総会議事録の内容」を参照
- ④会員名簿・・・・・・・・・・・・・会員の氏名、住所を記載
- ⑤決算等総会に提出した活動報告書・・・・・・・・・・・・・記載例を参照
- ⑥代表者就任承諾書・・・・・・・・・・・・・記載例を参照

※特例民法法人、特定一般社団法人、特定一般財団法人が認可地縁団体に移行する場合は、別途提出していただく書類があります。（地方自治法施行規則第18条第1項第7号、8号）

*総会議事録の内容

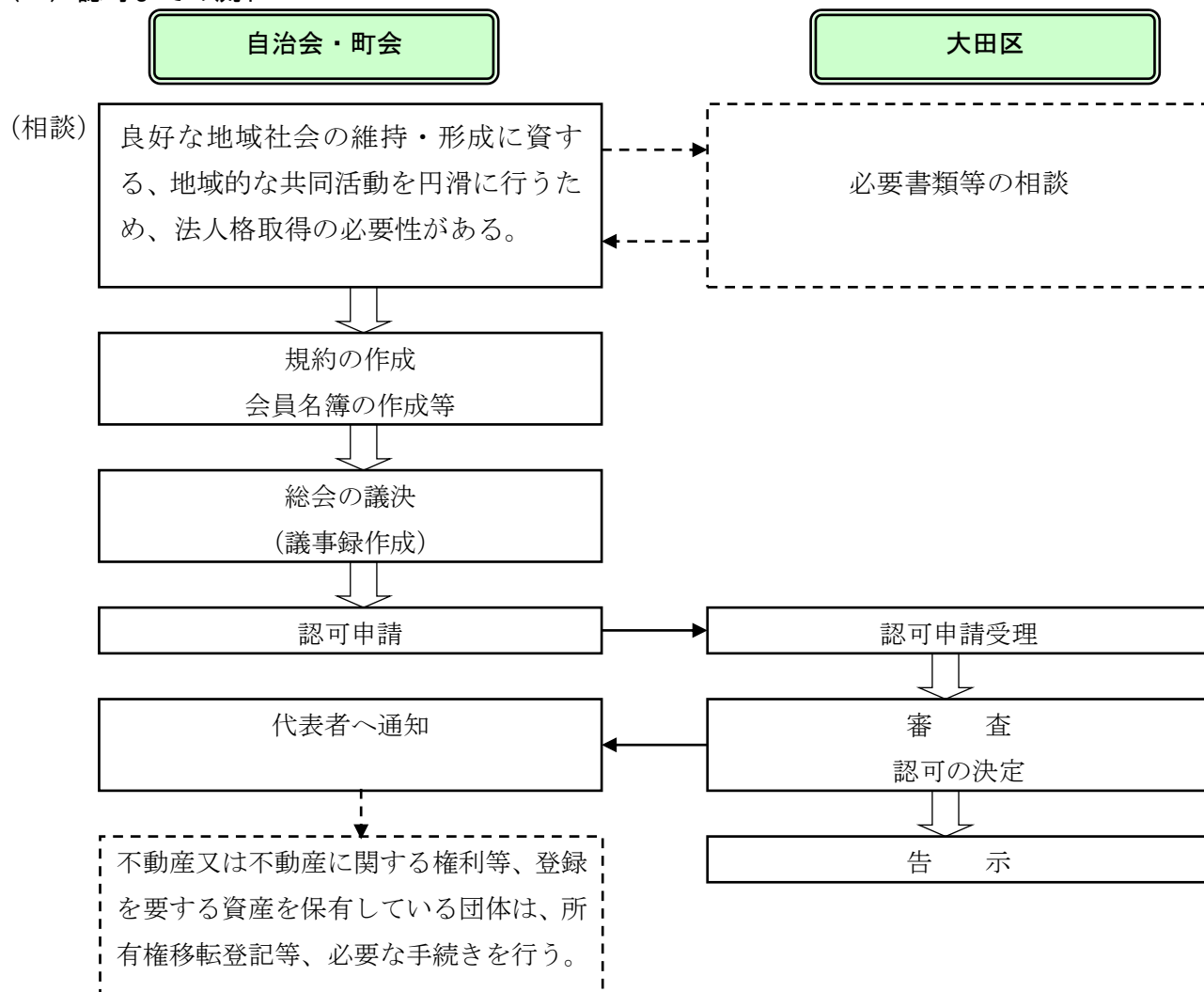
- (1) 旧規約に基づき有効に成立していること
会員数、出席数（うち委任状出席〇名）
- (2) 議長、議事録署名人（2名以上）の選任
- (3) 認可申請することについての議決
- (4) 申請代表者の選任
- (5) 規約を改正することについての議決
- (6) 新規約に基づく会員数の確定
- (7) 保有資産についての議決
- (8) 議長、議事録署名人の署名押印

(3) 告 示

区は、申請書等提出された書類をもとに必要な要件を満たしているかを審査し、認可について決定し、その旨を代表者に通知します。団体の名称、目的、区域、主たる事務所及び代表者の氏名等を告示します。

認可後は、申請により、団体の印鑑登録、印鑑登録証明書の発行や告示事項証明書の発行をすることができます。（有料）

(4) 認可までの流れ



告 示 事 項

- ①名称 ②規約に定める目的 ③区域 ④主たる事務所 ⑤代表者の氏名
- ⑥裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
- ⑦代理人の有無 ⑧規約における解散事由 ⑨認可年月日

2 規約に盛り込む項目

一 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを盛り込む。

区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、できる限り具体的に定めることが望ましい。

二 名称

特に制約はない。

三 区域

住民にとって、客観的に明らかになっていること。

具体的には、住居表示、道路・河川等で区分されていること。

四 主たる事務所の所在地

会館の所在地、会長宅等 1 箇所を定める。

五 会員の資格に関する事項

当該区域に住所を有するすべての個人が会員となることができること。

正当な理由なく入会を拒否することはできないこと。

六 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、権限等。

代表者は当該法人を代表するものとし、1 人とする。

(地方自治法第 260 条の 5～第 260 条の 10 の規定による)

七 会議に関する事項

会議の種類（通常総会及び臨時総会）の招集方法・議決方法を定める。

会員の表決権は平等である。

(地方自治法第 260 条の 13～第 260 条の 19 の規定による)

八 資産に関する事項

資産の構成、管理、処分の方法。

詳細は、規約例をご覧ください。

3 よくある質問

No.	質 問	回 答
1	自治会等が地縁による団体として認可されると、区の指揮監督下に置かれることになるのですか。	認可を受けた自治会・町会は、法的な位置づけ及び取り扱いは変わりますが、区との関係などは基本的に変わりません。
2	地縁による団体の会員になり得る条件はありますか。	年齢・性別・国籍等を問わず、区域に住所を有する個人は、会員になることができます。
3	個人単位でなく、世帯単位を会員としている地縁による団体は、認可の対象となりませんか。	認可を受けた地縁による団体の会員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできません。
4	個人を会員としていても、表決権を世帯単位で1票とすることはできませんか。	表決権は平等でなければなりませんので、会員は各々1箇の表決権を有することとなります。会員が未成年者の場合には、民法の定めるところにより、表決権の行使が行われることとなります。 ※なお、あらかじめ規約に定めることにより、重要事項を除く特定の事項については、会員の表決権を世帯単位で平等なものとすることも可能です。
5	法人や団体等は会員になり得ますか。	法人等については、「賛助会員」として位置づけその活動に参加することは可能です。ただし、表決権等は有しません。

問合先 地域力推進課地域力推進担当 (5744) 1224

4 税金関係

	税金の種類		収益事業		管 轄
			なし	あり	
国 税	法 人 税		課税対象外	課 税	税 務 署
	登録免許税		課 税	課 税	法 務 局
都 税	法人住民税	均等割	免 除	課 税	品川都税事務所 (納付は大田都税事務所)
		法人税割	課税対象外	課 税	
	法人事業税		非課税	課 税	
	不動産取得税		減 免	課 税	大田都税事務所
	固定資産税		減 免	課 税	
	都市計画税		減 免	課 税	

※ 免除及び減免は申請が必要です。

※ 税法等は改正される場合がありますので、詳しくは税務署、法務局、都税事務所等にご確認ください。

○税 務 署 大 森 税 務 署 TEL (3 7 5 5) 2 1 1 1
 雪 谷 税 務 署 TEL (3 7 2 6) 4 5 2 1
 蒲 田 税 務 署 TEL (3 7 3 2) 5 1 5 1

○法 務 局 城 南 出 張 所 TEL (3 7 5 0) 6 6 5 1

○都税事務所 品川都税事務所 TEL (3 7 7 4) 6 6 6 6
 大田都税事務所 TEL (3 7 3 3) 2 4 1 1